



ぎやくたい

# STOP! 子ども虐待

ぎやくたい  
～子どもを虐待から守ろう～

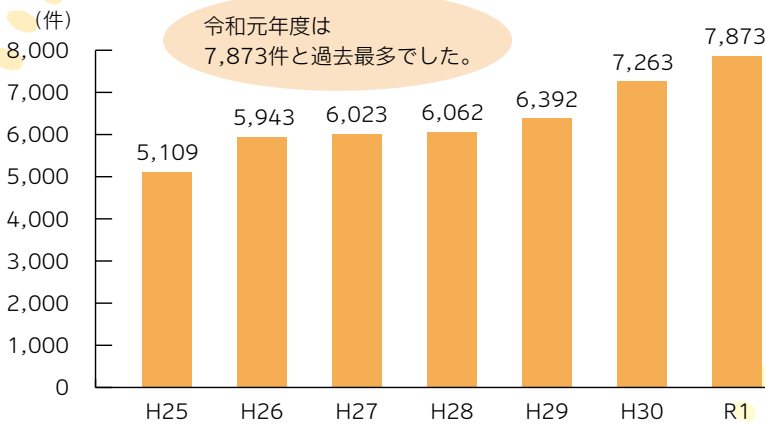
毎年11月は「児童虐待防止推進月間」です。

子ども虐待は、子どもの人権を著しく侵害し、将来にまで重大な影響を及ぼす深刻な問題です。みんなで子どもたちの未来を守りましょう。



オレンジリボンマーク

虐待相談対応件数の推移  
(県子ども家庭相談センターおよび市町)



子ども虐待って？

子ども虐待には、身体的虐待・性的虐待・ネグレクト(育児放棄)・心理的虐待があります。虐待はしつこくとは異なり、たとえ保護者がしつこくと思っても、「子どもの身体を傷つける行為や発言をすること」や「子どもの成長に必要なものを与えないこと」は虐待となります。

「虐待かも」と思ったら相談・通告を

児童虐待の防止等に関する法律では、虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、児童相談所や市町、福祉事務所へ相談・通告することとされています。  
通告は匿名でも構いません。また調査の結果、虐待ではなかったとしても通告者に責任はありません。虐待かも、と思ったらためらわずに通告することが大切です。

体罰などによらない子育てを広げよう！

体罰は子どもの心身の成長・発達に様々な悪影響を与えます。社会全体で育児を支え、体罰などによらない子育てを広げていきましょう。

子育てに悩んだら市町の子育て相談窓口や保健センター、または子ども・子育て応援センター(こころだいやる)に相談してください。

●子ども・子育て応援センター(こころだいやる)  
077-524-2030  
9:00～21:00  
土日祝を含む毎日(12/29～1/3は休み)

こんなことも体罰に…！

- 何度も言葉で注意したけど言うことを聞かないので、頬を叩いた
- いたずらをしたので、長時間正座をさせた
- 宿題をしなかったので夕食を与えなかった



これまでの教育方法を見直しましょう。

相談・通告はこちらへ！

- 虐待ホットライン(24時間対応)  
077-562-8996
- 中央子ども家庭相談センター  
077-562-1121
- 彦根子ども家庭相談センター  
0749-24-3741
- 大津・高島子ども家庭相談センター  
077-548-7768
- 児童相談所虐待対応ダイヤル  
189





みんなで子育て中の親を支えることが大切

子育ての中で一番問題となるのは親が孤立することです。近所との付き合いがなく、周囲に助けを求めることができない状況が、親を精神的に追い詰めてしまします。子どもが泣いていたらどうしたの？と声をかけたり、周囲に相談できる雰囲気や地域の中にあれば、虐待の防止につながります。子どもの一時預かりや子育て費用の支援など、親が少しでもほっとできる場につなぐ行政サービスもぜひ利用してほしいです。子育てでイライラするのは、子どもにしっかりと向き合っているからです。子どもは大人の思い通りにはならない存在で、腹が立つのは当たり前のこと。子育てがしんどいと感じた時は、子どもから離れてリフレッシュする時間を持つてください。

子育ての中で一番問題となるのは親が孤立することです。近所との付き合いがなく、周囲に助けを求めることができない状況が、親を精神的に追い詰めてしまします。子どもが泣いていたらどうしたの？と声をかけたり、周囲に相談できる雰囲気や地域の中にあれば、虐待の防止につながります。子どもの一時預かりや子育て費用の支援など、親が少しでもほっとできる場につなぐ行政サービスもぜひ利用してほしいです。子育てでイライラするのは、子どもにしっかりと向き合っているからです。子どもは大人の思い通りにはならない存在で、腹が立つのは当たり前のこと。子育てがしんどいと感じた時は、子どもから離れてリフレッシュする時間を持つてください。

いろいろな里親さん募集中！

虐待など様々な事情で自分の家族と暮らせない子どもたちを温かい愛情で支える養育里親を募集しています。数日からの短期、長期、週末や学校の休み中だけなど、受け入れ方もいろいろ。里親になる方のサポートも整えています。



彦根子ども家庭相談センター 所長 岩田 俊幸さん



詳しくは  
こばと子ども  
家庭支援センターまで  
TEL 077-525-0030  
e smile@kobatokai.or.jp  
里親に関する様々な相談、悩み事を受け付けています。出張説明(団体向け)なども行っていますので、気軽にご相談ください。

12月4日～10日は人権週間です

みんなで築こう 人権の世紀



～考えよう 相手の気持ち 未来へつなげよう 違いを認め合う心～

■ 人権相談を希望される方は、下記までお電話ください。  
最寄りの法務局につながります  
全国共通人権相談ダイヤル TEL.0570-003-110  
※受付時間/平日 午前8時30分～午後5時15分

- 滋賀県人権啓発活動ネットワーク協議会ホームページでも人権相談窓口を紹介しています。  
滋賀 人権啓発 協議会 検索
- 滋賀県人権啓発活動ネットワーク協議会では、滋賀レイクスターズと協力した人権啓発動画も作成しています。



ぜひご覧ください！

11月25日～12月1日は犯罪被害者週間です

滋賀県 犯罪被害者 相談窓口

ある日突然、犯罪に巻き込まれ犯罪被害者となることがあります。皆で支え合う社会をつくっていきましょう。

- 滋賀県犯罪被害者相談窓口 (公益社団法人おうみ犯罪被害者支援センター) TEL・FAX 077-525-8103 相談時間：月～金 午前10時～午後4時(土・日・祝・年末年始を除く)
- 性犯罪・性暴力被害相談 SATOCO24時間緊急ホットライン TEL 090-2599-3105 mail satoko3105biwako@gmail.com
- ワンストップ支援センター 全国共通ダイヤル #8891

新型コロナに関する人権侵害の相談窓口

県では、新型コロナウイルス感染症により人権侵害を受けた方専用の相談窓口を設けています。ひとりがかえれないでお電話ください(相談無料、通話料有料)。



受付日時：月・火・水・金(祝日・年末年始等を除く) 10時～12時、13時～16時  
相談機関：公益財団法人滋賀県人権センター

お問合せ 県庁子ども・青少年局 TEL 077-528-3551 FAX 077-528-4854 e em00@pref.shiga.lg.jp  
お問合せ 県庁人権施策推進課 TEL 077-528-3533 FAX 077-528-4852 e cf00@pref.shiga.lg.jp